

平成19年12月3日

中央教育審議会
教育振興基本計画特別部会長
三村明夫様

全国特別支援学級設置学校長協会
会長 河村 久

中央教育審議会教育振興計画特別部会の「検討に当たっての基本的な考え方
について」及び「重点的に取り組むべき事項について」に関する意見

中央教育審議会の貴部会において新教育基本法に規定された教育振興基本計画について、精力的にご検討下さっていることに深く敬意を表します。

本会は、特別支援学級及び通級指導教室を設置している全国の公立小学校及び中学校の校長を会員とする組織であり、これまで小中学校における特別支援教育推進の中心的な存在として取組を進めてきました。特別支援学級及び通級指導教室は、公立小・中学校の6割を超える学校に設置されており、特別支援教育の実施に伴い年々設置率が高まっている状況にあり、担当する教員の専門性の確保、施設・設備や教材等教育諸条件の整備が急務となっています。また、通常の学級における特別支援教育については、発達障害を含めて一人一人の児童生徒に対して学校全体としての総合的な支援が適切に行われるよう体制を整備していくことが求められているところです。

様々な課題が指摘されている我が国の教育の現状を踏まえたとき、その振興・充実を図るためには、現状を深くかつ多面的に分析し、その結果を十分踏まえて今後目指すべき指針を具体的かつ明確に示すことが重要であると認識しています。

このことを踏まえ、下記のとおり本校長協会の意見を申し述べますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 検討に当たっての基本的な考え方について

(1) 「1.計画策定に当たっての基本的考え方」について

「(2)教育の使命」では、新教育基本法の第4条第2項において、障害のある幼児児童生徒が障害の状態に応じて適切な教育を受けられるようにするための教育上必要な支援を講じることが、国及び地方公共団体の責務として明確に位置付けられたことを受けて、今後我が国が目指すべき教育の使命の一つとして記述するべきと考えます。

(2) 「2.今後求められる教育施策の基本的方向」について

「(1)今後10年間に予想される社会の変化」の項目については、国連の「障害者の権利に関する条約」の動向も踏まえ、世界的な潮流としてのノーマライゼーションの思潮やユニバーサルデザインの普及と障害のある人と障害のない人が共に生きる社会、「共生

社会」の実現に向けた取組が進展することが予想されること、またこのことを踏まえ国内の教育の在り方を検討していく必要があることについて記述する必要があると考えます。

(3) 「(2)今後の教育施策の目指すべき基本的方向」の について

幼児教育、小学校・中学校段階、高等学校段階と並んで特別支援教育について述べていることは、障害のある幼児児童生徒への教育施策の充実を図るうえで妥当なことであると考えます。このことの意義を明確にするためにも、上記の国際的な動向を記述しておく必要があるものと考えます。

2 重点的に取り組むべき事項について

(1) 「2.個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる(6)特別なニーズに対応した教育を充実する」について

全体として既に法令等で示されている方向性を繰り返したのみで、具体性に欠けるように思います。このままの記述では、小中学校等を含む各学校における特別支援教育推進の指針とはならないことを懸念します。何をどこまで取り組むのか、一定の指標を示す必要があると考えます。

「幼稚園から高等学校までを通じて、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための体制整備を支援する。」の部分については、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、校内における支援体制を整備するとともに関係機関等との連携を図ることにより、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を一貫して行うための体制整備を支援する。」とすることによって、取組の主体が明確になるとともに、重点的に取り組むべき内容がより鮮明になると考えます。

「また、特別支援学校については、外部専門家の活用を含めた教員の専門性の向上や就職率の改善のための取組への支援を充実する。」の部分では、教員の専門性の向上については、小中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても同様な課題があることにも十分配慮する必要があります。また、「就職率改善のための取組」については、企業等への一般就労を促進するための職業教育の充実、就労環境の改善等を図る取組を支援するなど、より踏み込んだ記述が必要ではないかと考えます。

「あわせて、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を促す。」については、特別支援学校に係る記述のあとに「あわせて」と示していることから、特別支援学校の課題と誤解されるおそれがあります。段落を分けて示すか、特別支援学校と幼稚園、小中高等学校等、小中学校の特別支援学級と通常の学級などと具体的に示すか、いずれにしても明確にする必要があります。

(2) その他関連する項目について

「2(3)優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる」について、「教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等」において、小中学校等において校内支援の中心として活動している特別支援教育コーディネーターを専任化し定数措置する、当面担当授業時数を軽減して連携業務等を行う時間を確保するなどの措置が不可欠です。特別支援教育支援員については、小中学校全校への配置を目指しているが、通常の学級における支援を適切に行うためには更に増員が

必要であり、また研修を行うなどの手立てを講ずる必要があります。

また、「教員養成・研修の充実」では、特別支援学級等の担当教員について特別支援学校教諭免許状の取得を促進すること、また全教職員を対象とした研修を充実するとともに、大学や教職大学院等の教員養成課程において、特別支援教育や種々の障害についての内容を共通履修事項として充実することなどについて触れていただきたい。

「４（１）安全・安心な教育環境を実現する」では、「バリアフリー化」について校舎の耐震化などとともに触れていますが、幼稚園、小中高等学校のほとんどの校舎が、障害のある人々が利用することを前提に設計されていない現状にあります。学校建築物のバリアフリー化について、具体的な目標値を定めてその推進を図るべきであると考えます。

「１（１）学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」では、「放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり」に言及しています。放課後や休日における子どもたちの体験・交流活動を充実する取組は、大切なことであると認識しているところですが、このような活動の機会には障害のある子どもたちにとっても、居住する地域においてさまざまな人々と交流する中で成長する貴重な機会です。「障害がある」という理由で排除されないような取組となるよう十分配慮すべき旨を盛り込んでいただきたい。

合わせて、障害のある子どもたちの教育について、地域住民・国民全体への正しい理解を広めるための措置を推進することを明記することをお願いしたい。特別支援教育の成否は、究極のところ国民全体への理解の普及が鍵となると考えます。